

袋井市家具等転倒防止器具取付支援事業 固定基準

1 固定台数 1世帯あたり、2台から6台まで

2 家具等固定基準

家具等	固定方法
タンス	上部をL字金具・ベルト等により2箇所以上固定する。 2段重ねなどの場合、分割面を金具を使用し固定する。
食器棚	タンスに準ずる。
テーブル	脚部をL字金具等で床に固定する。
冷蔵庫	背面取手部分をベルト等により固定する。
テレビ	背面をベルト等により固定する。
その他	家具等の状況により判断し、可能な限り壁などに固定する。

※1 固定に使用するビスは、25mm以上で壁等の構造材に有効に固定できるものを選択し、1箇所当たり複数本使用するものとする。

※2 ベルト等を使用し固定する場合、家具の天板との角度が30°以下を目安とし固定する。

※3 固定において、必要な場合は横木の設置を行い、それ以上の柱・壁・床等の補強は行わない。（横木は委託事業者の負担とする。）

※4 固定後の取り外し等是对应しないこととする。

※5 L字金具、耐震ベルト、連結金具等、ビスを用いて固定させるための器具を「市指定家具等固定器具」とし、つっぱり棒やジェルマット等は対象外とする。